四只自然安心保証 **賃貸保証委託申込書**

記入漏れはございませんか?「本人確認資料」とともに

g u	10-0-0	C/0/3.	ペーン くりほじ	W >< 171 C			A
K	03-	624	40-	33	81	までFAX ください。	FAX 送信方

個ノ	人用	お客 会社	7様がお申込され 1名(乙)	ns LI	553 /	ペートナー	-ズ 東京都新宿区で 新宿住友ビル4	西新宿2-6-1 48階		[JC]	申	込日	西暦	_	年		月		日
	代	A)								[30]	4	店コード		_					
	代理店	_	注理店名 電話番号)									/ 当者名							
理	_	/プラ	√ _ ·	 住居用			 事業用		□駐	 ŧ車場/	コンテナ								—
中个							***************************************								0/				0/2
会社		可保証料 5.保証料				% 円) (% 円)	(% 円) (%				% 円)
兼	更新作	「保証料	타			' -			<u> </u>	117		+				-			
せ	月払の場合	合:月额保証 长保証料	証料					,											1
管理/仲介会社様(代理店様)記入欄					円/毎月	月		円/毎月			円/毎	毎月			円/毎月	1		F	月/毎月
灵人			フリガナ																
欄		物	件名称																号室
	契	F	所在地	₹															
	契約条件				敷金 礼金		礼金	(F	保証金		敷引		入居予定	定日	西暦				
	件	初	期費用		F	Ŧ	円		_	円	_	円	(入居中の場			ś	年	月	日
			- deal Andre	C	①家賃	_	理費•共益費	3)	駐車場		④その他		毎月の賃		1)+2	+3+4		,,	
			賃料等		円	3	円			円		円	Δ≣∔ৡ						円
			フリガナ									固	固定電話		_	_		_	
		ŧ	お名前										携帯電話						
東		生	年月日		西暦		年 月	B	 3		性別]男 □女		国籍				
お申込者様記入欄	<u></u> 居		ご住所	T															
記入	入居者(お申込者)	者(おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお		_								雷	電話番号						
欄	申込	お勤め先 (学校)		=								10	前笛つ	<u></u>					
	者	允 (学	所在地																
			□公務			□会社役員					ト・アルバイ		□ 年金受給		□無職()		学生
		_	はまい ホー		賃貸	□社宅・寮	自己的	所有 —————	□家族所	·f有 ————		住年数	4—			年	月		
		_	地し事由						+n&h L	· ¬=		月収						万円	3
			れかにチェッ フリガナ	クください	· □緊急運	各先のみ —	□連帯保証人兼	€任(原賃員	(借契約上)) □親村	権者	E	¬	_					
	緊負		////////////////// お名前										国定電話 	-					
	緊急連絡先	-		_	 西暦		年 月				性別		携帯電話]男 □女		国籍				
	先		年月日	∓	四倍		<u> </u>		1		性別		男 山へ	+					
		ū	ご住所	<u> </u>										お甲	申込人との関	係			
	글	_		 ,クください	 \ □ 契約者	含め入居	□ 契約者以外2									人数			Д
	者(リガナ						□男 生	生年月日	西暦		年 月	月	н	契約者とσ.			
	入居者(お申込者以外)	おる	名前					携帯	亨電話						職業		無職(学生・主 就業中(月収		□ 年金 円)
	込者以	フリ	Jガナ -						□男 生	生年月日	西暦		年 月	月	日契	契約者との	の続柄		
	处	おき	名前				携帯電			· ·			+	3	贈		 無職(学生·主 就業中(月収		□ 年金 円)
	備															Ė	えまサい。		1
	備考																		
							び別紙記載の「個人情 託契約を申し込みます					●クレ	・ジットカード	ドをお	持ちですカ	n? [YES 🗆	NO	
	につ! ・また。	ついては別 た、本申込	リ紙リーフレット 書に記入した内	ト「賃貸保証委託 内容をもとに当	託契約をお申込(。 当社が審査を行い	(ご契約)される	代契約を甲し込みます るお客様へ(賃貸保証 込、または契約の事実	E委託契約に関	関する重要事項	項説明書)」に	こ記載。)	お申込者様			40 (1.	<u>·· –</u>	113	10	7
	・申込	込書に事実		5いは虚偽の記載	己載があった場合、		効となり、また契約を ついては一切お答えで				せん。	署名 (自筆)							
	※審査の結果、保証委託契約をお断りする場合もございますが、理由については一切お答えできませんので予めご了承ください。																		

▶ いえらぶパートナーズより申込確認・審査のため、 右記フリーダイヤルからお電話をいたします。

0120-722-750

保証委託契約

私(賃借人、以下「甲」という)と株式会社いえらぶパートナーズ(以下「乙」という)は、以下のとおり、賃貸 保証委託契約(以下「本契約」という)を締結します。本契約は、賃貸保証委託契約書(以下「本契約書」と いう)に記載されている物件(以下「本物件」という)に関する賃貸借契約(一時使用契約・利用契約を含む、以下「原契約等」という)に基づくものとします。

- 第18代は監修式) 1.甲は乙に対し、原契約等に基づいて発生する債務についての保証を委託し、乙はこれを受託します。 2.甲が法人の場合には、甲の代表者または入居者(使用者)利用者)が原契約等の連帯保証人であることが条件となります。ただし、乙が連帯保証人を不要とする旨を認めた場合は、この限りではありませ
- ん。 3. 賃貸人またはその代理人が本物件を第三者に売却した場合、本契約は終了します。ただし、新賃貸人 及び乙が保証継続を希望し、保証約款に同意の上、乙所定の手続きを行った場合は、本契約を継続す
- 4.本契約は、甲及び賃貸人または賃貸人代理人が本契約を締結(署名・捺印)し、甲が初回保証料(事務 手数料を含む)を支払ったときに成立します。また、甲は本契約成立の条件として、預金口座

第2条(保証料)

- 344米(1822年) 1.甲は、本契約書記載の保証料(初回保証料(事務手数料を含む)、月額保証料、更新保証料等)を、乙の
- 1. 中は、本契約書店電の保証料(利助保証料(事務手数料を含む)、月類保証料、更削保証料等人との 定める方法により支払います。 2. 月類保証料に関しては、本契約書記載の契約治期日の翌月から、甲は、本契約書記載の金額または本 契約書記載の買加方法により算出された金額を、乙に支払うものとします。 3. 貫貸人は、甲に作わって保証料支払債務を支払っことができます。この場合、これに基づく求債権を甲 に対して行便しないものとします。 4. 原契約等が中途解約され、本契約が解約された場合でも、甲は、保証料並びに賃料等の返還を請求で きません。 第3条(契約開約)

新る米(大阪の)利回り、 1. 本契約の契約期間は、契約締結日より、原契約等の解約または解除される日までとします。 2. 原契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本契約は終了します。

- 第4条(保証範囲) 1. 乙は、原契約等に明記されていることを条件として、次の各号に該当する債務について保証します。

- 1. 乙は、原契制等に明記されていることを条件として、次の各号に該当する債務について保証します。
 (1)原契約等に明記されている。契約始明日以降に発生した家僚・恒理費(共社費)・建車場代・変勤費
 等(以下終税して)賃等利益という。ただし、本契約他、明記されているものに関リます。
 (2)原契約等の解除後における本物件の明選し機務予極行によって生じた資料等相当指書金。ただ
 し、第3条2項の明選しアの日を以って資料等相当指籍金に対する保証は終了します。
 選月の日期間料等を計算する場合は、明選月の実日数を分母として計算するものとします。
 3)原契約等を解除後に勤虚類(毎両を含む)の現留物がある場合の撤走・保管・廃棄費用。
 (4)節告号の債務の履行に関し、訴訟等の途的手続党に要した費用。
 (5)その他、乙が相当と認めたもの。
 ことは、原契約時の期間途で本支約を締結する場合、審査特及び本契約締結時において、本物件の 選料等の未納が一切なく、また、選去の資料等の支払において2ヶ月分以上の滞除が発生していない ことを条件に、申についての保証を受託します。なお、本契約締結後と当該債務の存在が発度した場合。
 含あらいは当該債務が存在していたにも関わらず、賃貸人またはその代理人による賃料等の減免も しくは立替で当該債務が解消されていた場合は、本契約締結後の資料等を含め、全額免責とします。
 第5条(復更について) 第5条(変更について)
- るが設定について、 本契約内容に変更が生じた場合、甲は、賃貸人またはその代理人を通じ、乙に対して速やかに変更内 容を届け出なければならないものとします。
- 2.前項の変更内容は、乙の承認後に変更されるものとします。

- 2. 刑項の変更内容は、乙の水袋後に変更されるものとします。 第6条(定用機能実践内等)
 1. 原契約等で転貸が認められている場合であっても、入居者、使用者、利用者が変更となった時点で本 契約は終了します。
 2. 原契約等が必無別を認めていない場合でも、甲が賃貸人または第二者に本物件を明渡した日を以って、本契約は終了します。
 第7番(四条所務の無答)

って、本契約は終了します。 第7条(保証債務の履行) 甲が、原契約等に基づく債務の履行を選延した等の理由により、乙が、賃貸人から保証債務の履行を求め られた場合は、本物件の制理しが完了し、全ての債務が確定した後に、乙は、甲に対して事前に適知をす ることなく、賃貸人に対して保証債務を履行することができるものとします。 第3条(収集権の範囲) 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、乙が安出した以下の各号に定める金周及びこれらに対 する選延精産金を支払うものとします。なお、選延精産金は、弁済または支出が発生した日から起算し、 年率14.6%の割合て算定されるものとします。 (1)乙が履行い、保証債務の対策の扱び対策のために要した諸費用 (2)実備権の実行または保全のために要した費用(郵送費用、訴訟費用、執行手続きに係 る費用額)

- る費用等)
- る費用等) (3)明渡しに要した費用(残置物の撤去、保管、廃棄費用等) (4)その他、求償権の実行または保全、並びに明渡しに必要と認められる費用

第9条(債権譲渡) 甲は、本契約に基づき乙が取得する求債権を、乙指定の会社に譲渡することを予め承諾します。

新2本(1971年1889年) 甲は、本契約に基づきこか取得する求領権を、乙指定の会社に譲渡することを予め承諾します。 第10条(毎前末間) 甲が次の各号に該当する事由が生じたときは、乙は甲に対し、採証債務の履行前であっても事前に求償 権を行復することができるものとします。 (1)甲の極度手続き開始の決定を受け、資資人が該当する破産財団の配当に加入しないとき。 (2)原契約等に基づく債務が弁済期にあるとき。

第11条(数金等の預り金の取扱い) 原契約等に基づいて甲が賃貸人に預託した敷金等の預り金については、本物件の明渡し完了後、甲の未 払賃料等及び原状回復費用に充当した後に余剰が生じた場合、甲が乙に支払うべき未払債務に充当さ

- れるものとします。 第12条(協務氏等への連絡) 1. 乙が中の居宅または携帯電話に連絡をしても甲との連絡が取れず、法令上認められる場合やその他 正当な理由がある場合、乙が甲の勤務先来たは緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い 合わせすることについて、甲柱予の課乱ます。 2. 甲並びに緊急連絡先の個人または団体は、前項による乙からの問い合わせについて、乙に対し、名目 の如何を限りず損害医調その他一切の請求をすることはできません。 第13条(本等中の立ち入り 記は、法令上認められている場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性 がある場合には、甲の承諾ないに本物件の室内に立ち入ることができます。 第14条(連絡要請)

甲は、原契約等に基づいて発生した賃料等を滞輸したときには、乙に対して速やかに連絡するものとします。また乙は甲に対し、原契約等で敷金等の預り金を差し入れているか否かに限わらず、物件の房に手紙を挟む等、連絡要請に関する適切な措置を講じることができます。ただし、物件の入退室を排除するような物理的な計量は選びないものとします。

第15条(明渡しの成立) 第15**宗(明護しの成立)** 甲は、原契約等の解除後、以下いずれかの各号に該当した場合、本物件の明渡しが成立したとみなすこ

- とに同意します。 (1)郵便物の状況、電気・ガス・水道の利用状況等から、甲が本物件において退去したことが明らかに
- (1)影響物の状況、電気、刀人・水量の利用収収等かり、中かや町下にのいてあないにことがあった。 認められるとき。 (2)本物件の酸が質具人に返却されたとき、または本物件の室内外に置かれ、明波しをされたことが 認められるとき。 第16条(測度類の強い) 、第15条(開度)す本物件の明波しが成立した場合、甲は本物件に残置された動産類の所有権を放棄し ます。また、甲は、乙が当該動産類を樹去(御出/運搬)・保管・携奪することに何ら質識を申し出ないも のとします。 2. 前項において乙が実職動産(単同を含み、コミ類は除く)を保管する場合(停管開始後1ヶ月以上を経 ュニトトキャナフトローに対・アルローに対したのである。
- 適したときは、乙は甲に対して事前通知することなくこれを処分・譲渡することができます 3.甲は前各項に関して発生する一切の費用を負担します。

第17条(MACANDER OFFICE) 甲の合意がある場合、または法令上認められている等の正当な事由がある場合は、乙は甲に代わり原契 約等を解除することができます。

- 約等を解除することができます。 第13条(個階級の承健) 1. 甲の死亡等により帰務の履行ができなくなった場合について、損借権を正当に承継した同居者あるい は親族がいる場合は、乙所定の手続を行うことにより、本契約期間終了まで、当該承継人との間で本 契約を継続することができるものとします。 2. 前項に基づき賃借権を承継した者は、賃貸保証委託契約を再締結し、自身の名義の預金口座振替依 報書を提出するものとします。 第19条(無金、送金、保証金の前払い) 1. 甲が原契約等に基づいて賃貸入に支払、賃料等の集金・送金業務は、乙が行います。なお、集金・送金 業務(本条第6項記載の保証金の前払いを含む)に関しては、乙が乙の固有の資産や他の業務に使用 する資産とは混同することがないよう分別して、自己信託証者に基づき管理する自己信託口座を使用 します。

- 納賃料等を弁済するものではありません)。また、引落結果の内容により、次回以降の引落しを止める
- 場合があります。
 7. 前頃の場合、甲は、乙の請求に基づいて、未前債料等とあわせて、請求事務手数料として批込2、970円(保証プラン名が駐車場 コンテナ・切替の場合は批込1、100円)を支払うものとします。支払方法は、金融機関での振込またはコンビニエンスストア等での払込によるものとし、振込と払込に要する費用は、甲の負担とします。なお、資料等と、月間保証料、更新保証利、別席、法金予数料等の合計が30万円を超える場合にはコンビニエンスストアで使用できる払込票は発行されません。また、各種保証料及び手数料については、清費税等の変要、その他の法合改正、経済状況の変動等の要因により、こからの連規に基づき金額が改定される可能性があります。
 8. 甲が未前資料等を支払い、その額が未払い債務の金額に満たないときは、以下の順序に従って当然に充当される中心とします。ただし、支払時期の古いものから順に充当しています。(1)保証料等、こに対する債務(2)未制資料等、こに対する債務(2)未制資料等、こに対する債務(2)未制資料等、こに対する債務(2)未制資料等、こに対する債務
- (2)未納晉料等
- (3)その他の債務

- つに変更する場合があります。

第21条(反社会的勢力の排除)

- #4 1 (X (L エロ) (ジア) (V (J (W)) 1. 甲は乙に対し、次の各号の事項を確約するものとします。 (1)暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成(以下総称して「反社 会的勢力」という)ではないこと。 (2)自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢
- かではないこと。
 (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 (4) 本契約が終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしな

- (5)自らまたは第三者をして本物件(共有部分含)を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供 しないこと。 (6)反社会的勢力の居住や出入りをさせず、反社会的勢力が居住・使用していることを感知させる名 終や番板、代飲・提打得を物件に表示行為をしないこと。 2.前項に反する行為が判明したり、事実が該当した場合には、こは、何らの催告を要せずして、この本契 約を解核し、本契約に基づく一切の義務を称れるものとします。
- 83に所成い、年天的に壁・バーツル級務を死れるものとします。 3.前項の規定によりにの契約が解除されたことによって、甲が損害を受けた場合も、乙は何ら損害賠債 義務は負わないものとし、甲は乙に対し何ら一切の請求(保証料並びに賃料等の返還を含む)を行わ
- ないものとします。 本条のいずれかの規定の適用により、乙が損害を被った場合、甲はこれを賠償しなければするものと

- 822集(契約の解除) 吹砂音に認当し、場合、乙は甲に対し未契約を解除することができます。 (1)物件所有者(賃貸人)との賃貸借契約・一括賃貸借契約(マスターリース契約・サブリース契約等 により賃貸人となった転貸人と物件所有者との間で切があり、双方から賃料等の送金先の明確 な合意がとれず、賃の債権をが不暇担となった場合、なお、乙が甲から賃料等の送金先の明確 は乙の判断で甲に賃料等を返金できるものとし、乙は一切の責を負いません。 (2)両負人(物件有者及び物件所者との)債債性契約・一括賃貸貸股付(マスターリース契約)・サ ブリース契約等により賃貸人となっている場合を含む)との賃貸管理委託契約等を理由に、賃貸 人の他のできなる場である。
- ノリー人祭列寺により貢献人となっている場合で250)と切真相管理会技を紛り寺で理由に、貢献 人の代理人の立場を主張する風や法人(頂管理会社を主張する風や法人)が25名(村)以上 現れ、東方から貢献の送金先の明確な合意が取れない場合。なお、乙が甲から貢献等を預かって いる場合は乙の判断で貢借人に貢献を改金でさるもつとし、乙は一切の責を負いません。 (3)買責人が死亡、本物件に関しての相談が円郷に行われなかった場合。 (4)その他、乙と、賃貸人もしくは代理人との保証契約が解除となり、本契約の継続が困難となった場

合。 第23条(その他事項) 本契約に定めのない事項については、民法・その他法令や慣行に従い、双方誠意を持って協議・解決する ものとします。

ものとしょす。 第24条(倉<mark>監替務戦判所)</mark> 本契約に関して甲乙間で紛争が生じた場合は、本物件の所在地並びに乙の本社または支店の所在地を 管轄する地方裁判所または陽易裁判所を以って管轄裁判所とします。 第25条(根談話口)

第25条(機能総四) 本契約に関するご相談は下記の窓口までお願いします。 社 名:株式会社いえらびパートナーズ 住 所:〒163-0248 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル48階 電話番号:03-6240-3390 営業時間:平日9:00~18:00

- 【クレジットカード利用時における同意条項】

 1. 資料等及び保証料等のご請求について
 クレジットカード会社の定めるフレジットカード会員規約に従い決済するものとします。

 2. ご登録のクレジットカード和不能的のお取扱いについて
 クレジットカード利用上限額を超えた場合や、クレジットカードの有効期限が切れ、かつ乙のホームページから再登録されていない場合等の理由により、クレジットカード利用不能の腐は、季前に届け出された甲能定口座からの口座振
- ります。 3.クレジットカード決済に関連する情報の管理について
- 3.クレジットカード決済に関連する情報の管理について クレジットカード決済に関連する情報の管理について クレジットカード決済に関する情報の一半番号、名義人情報、セキュリティコード等)を含む一切の情 報について、万一、早レ乙の間に入る代理店(以下)店子」というが管理する業務編集末またはその従業 無等から漏えい、満出、または不正使用等が発生した場合、当該のよずかの責任を含うものとします。 あわせて、店子は当該情報の保護を目的とし、業務端末等の適切なセキュリティ対策および関係従業 買への教育・監督等、必要かつ合理的な相響を構じるものとします。 及社会前勢力との関係排除に関する機制 店子は、自己が反社会的勢力に設当せず、また関係を有しないことを確釣します。これに違反した場 合、Zは借告なる本契約を他の処別を開除または穿上できるものとします。 、クレジットカード決済代金の立ち払いについて サは、クレジットカード決済代金の立ち払いについて サは、クレジットカード決済代金の工ちが表現等の回図に関して、カード会社より入金がなされる前であって も、乙が店子に対して立替払いを行うことについて承諾するものとします。

- ※口座振替において、約定日『毎月26日または27日に引落しができず、再請求した場合には請求事 務手数料の税込2,970円(保証プラン名が駐車場・コンテナ・切替の場合は税込1,100円)が発生します。
- エしょす。 ※クレジットカード利用不能の事由が解消された場合、その次月以降はクレジットカード決済となりま
- す。 *「川ボ払い」で支払う場合、リボ払い手数料がかかることがあります。 **プレジットカード決済から口座振樹に変更となった場合、同一月に2ヶ月分の賃料等が引落しされる ことがあります。

- 5.家財保険を提供している提携保険会社の事業継続が困難となった場合や、乙の判断により業務提携の継続が困難となった場合は、家財保険の内容が変更・廃止されることがあります。

①本契約の内容

② 本契約の履行状況

- 【各付帯サービスに関する特約条項】

 1. 本特約は、シニア向け総合見守りサービス[まごころ]・近隣トラブル解決支援サービス
 [mamoroca]・素電の安心サポート修理サービス[Syu-ritl]等の各種付帯サービスが設定されている場合に、付帯されている各サービスに対して適用されます。

 2. 乙は各種付帯サービスを甲に無料で提供します。

 3. 付帯ケービスの詳細(サービス内容及び利用規約等)については、別途提示するパンフレットに配載す
- 3.付南サービスの9年曜12 というによった。
 4.付帯サービス提携事業者の事業継続が困難となった場合や、乙の判断により業務提携の継続が困難となった場合は、同サービスの内容が変更・廃止されることがあります。

②本契約の顧行状況。 本契約の申込時の審益結果
3. 甲は、乙が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、債権回収会社に債権回収の委託(含む、債権譲渡)をする場合、第1条により取得した個人債報を債権回収会社に罰送・メール等の方法により提供することに同意します。
4. 甲は、乙が提携する保険会社、保険取扱代理店、及びその他各種付帯サービスを提供している事業者に、第1条により取得した個人情報を電磁的方法により提供することに同意します。
5. 甲は、乙が本契約の緊急連絡先等に連絡をする際、契約回合及び状況提明のために、当該緊急連絡生業に本条の行役(200歳起降等等、無学、メール、機のちまたと財理でスターと同意します。

第6条(個人情報取扱いの委託) 甲は、乙の事業運営上、本条項記載の利用目的の範囲に限って個人情報を外部に委託することに同意し

甲は、乙の事業温度上、本条項配慮の利用目的の範囲に限って個人情報を予断に安託することに同意します。この場合、乙は、個人情報保護大事の高い委託先を選定し、個人情報の適正管理・機密保持についての契約を交わし、週切な管理を実施します。 第7条(個人情報の開示・打正・追加・削除) 申は、乙に取得されている自己に関する個人情報を乙の所定の方法により開示するよう請求することができるものとします(この開示により、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、乙はこの民職に基づいて速やかにその訂正、追加または削除に応じるものとします)。

第8条(本同意条項に不同意の場合) 1.甲が本件委託契約において必要な記載事項(入居申込書(保証申込書)、保証委託契約書で記載すべ

き事項)の記載を希望しない場合、及び本条項の内容の全部、または一部を承認できない場合は、乙 は本件委託契約を拒否する場合があるものとします。ただし、本条項の第2条に同意しない場合は、こ

は本件委長契約を拒否する場合があるものとします。ただし、本条項の第2条に同意しない場合は、これを理由にこが本件参拝契約を拒否することは、ないものとします。 2. 資貸人またはその代理人が、別途(保証的款)に定める個人情報の取得・利用・提供等に不同意の場合は、こはにれた理由に本契約を拒否する場合があります。 第9条(間合と知及び個人情報保護管理者) 個人情報の限示・訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとし

先等に本条2項(2)の内容を電話·郵送·メール等の方法により開示することに同意します。

個人情報の取扱に関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用)

- 第1条個人情報の収集(保有・利用) 、資保経歴英氏的(その中心を含む。以下「本契約」という)の申込者(契約者も含む。以下「申」という)は、本契約を含む株式会社いえらが「トナーズ(以下)に」という)との取引の与信判断及70束引 管理(督位含む)のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)をこが保護措置を講 じた上で収集・利用することに可能します。 (1)本契約に関し、賃貸保証委託契約書、入居中込書、賃貸借契約書等に中が記載した中込者の 氏名、性別、年齢、生年月日、任所、電話書号、数据先、数据先電話器号、家族構成、住居状況、 中細ゴアドレス、その他入居中込者の心器内容によりごが知り得た申込者人の情報 (2) (福祉機体の正常体) 機体と、その他の別数644年、環境研制の制度する共享研制

- e、中高川アドノ、その他した普い込命の心臓内容によりこの知り得た中心毒る人の内障 (2) 両貨階物件の存在他、物件名、資泉、敷金、その他の契約条件等。資間接契約に関する詳細情報 (3)本契約に付加してごが知り得た。中込者、同居予定者、緊急連絡先、連帯保証人等の必要情報 (4)ごが要更と飲め、乙の求めたより中から提出された。本人確認資料類に記載された情報 (5)本契約締結後の月々の返済状況等の取で間情報 (6)3階合せまたは連絡した際等の会話の記録情報 (7)本契約に関する契約後の管理のため、ごが必要と認めて取得した中込者等の住民票等に記載された。
- れた情報 (8)官報や電話帳等一般に公開されている情報
- 2.本契約に基づき、乙によって甲に対して保証債務が履行された場合、乙が個人情報の保護措置を講じ
- 2. 本契約に盛りさ、こによって中に対して保証債務が適合された場合、この態人情報の保護措施を講じた上で、前項により収集に応用(精報と、表質機合の管理業務的のに保有・利用します。 3. 乙が本契約に関する契約後の管理業務等の一部(コンピューター事務、留保業務、代金決済事務及びこれらに付請する契約を、20受託允全能、20年3年34億円、207億人情報を当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。 ※2条(個人情報の利用)
 申は、乙が以下の目的のために第1条1項(1)の個人情報利用することに同意します。(1)2の事業における新席を情報の弁切られ、関連するアフターサービス

- (1)乙の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス (2)乙の事業における市場調査、商品開発 (3)乙の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

(4)外部から受託した乙以外の宣伝物・印刷物の送付等 第3条(家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用) 新3系(水俣直接粉末紙[特種収扱機関)・ソンロボ・ヤルコ 1. 甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する家 賃債務採証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報が登録されている場合に乙がそ

れを利用することに同意します。

2.甲は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機 関に以下の表に定める期間登録され、この加盟する家賃債務保証情報取扱機関の会員により甲の賃

料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。							
登録情報	登録期間						
氏名、生年月日、住所、 電話番号等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間						
本契約に関する申込みをした事実	乙が家賃債務保証情報取扱機関に 照会した日から6か月						
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後 債務がなくなってから5年間						

- 3. 家賃債務保証情額取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。 (1)甲の氏名、住所、生年月日、電話番号、月額賃料 (2)甲の月額賃料、債務の支払を延滞した事実 (3)甲・乙間または甲・賃貸人間の保争事実
- 第4条(提携先及び個人信用情報への利用の同意) 甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、乙の提携先に照会し、甲の申込情報が登録されている場合に

はそれを利用することに同意します。 第5条(個人情報の提供・開示等の同音)

- 第5条(個人情報の選供・開示等の同意)
 1 中は、乙が各版会の規定により公的機関等から個人情報の提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。
 2 中は、本契約が本契約の目的物件に関する中と領責人との資資借契約に立脚しているため、乙が以下の(1)の第三者に対して、(2)起節の本契約に関する中の情報を、契めがあった場合には、合理的な範囲で電話・搬送、メール等の方法により提供することに同意します。
 - ②目的物件の賃貸人(新賃貸人含) ③目的物件の管理業務を受託する会社
 - 4月的物件の資産運用会社
- (1)第三者の範囲 ①目的物件の所有者(新所有者含)

個人情報保護管理者:代表取締役計長

のみに使用します。 5.(当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関) 当社が加盟する個用情報機関及び当該機関が提携する個用情報機関の名称及び連絡先は以下のとおりです。

ます。 社 名:株式会社いえらぶパートナーズ 住 所:〒163-0248 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル48階 電話番号:03-6240-3390

いっとす。 <当計が加盟する信用情報機関> <当社が加盟する信用情報機関> 株式会社日本信用情報機構 https://www.jicc.co.jp <当社が加盟する信用情報機関が接換する信用情報機関> 全国銀行個・信用情報セジター https://www.zenginkyo.or.jp/ 株式会社シー・アイ・シー https://www.cic.co.jp/ 関示等の手続きについて 契約者及び存証人は、加賀先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に 発見しばなる場合のTTT 配給を含むからな、4000年期間がなった。それできまたができた。アビニアとは不足の 1000年でありまた。1000年で開始がなった。それできまたができた。アビニアとは不足の

信用情報の取扱に関する同意書

本申込・契約に係る個人情報・法人情報(以下、「個人情報等」という)の提供、登録、使用及び電話接続状 況履歴の取得に関する同意内容は以下のとおりです。 1.(個人情報等の使用)

1.(個人情報等の使用) 当社は、当社が加盟する信用情報機関(以下、[加盟先機関)という)及び加盟先機関と提携する信用 情報機関(以下、[提携先機関]という)に契約者及び保証人(中込者及び保証人予定者を含む。以下同 いの個人情報等が登録されている場合には、当該個人情報等の提供を受け、返済または支払能力を 調査する目的のみに使用します。 2.(個人情報等の信用情報機関への提供)と 当社は、契約者及び保証人に係る本申込及び本契約に基づく個人情報等(本人を特定するための情報。氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等を

指す)、並びに申込日及び申込商品種別等の情報(以下、「申込情報」という)、契約内容に関する情報 延滞、延滞解消等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申 立、債権譲渡等)を、加盟先機関に提供します。

3.(個人情報等の登録)

(国人)時報の2028月 加盟予務側の、当該申込情報の登録期間は照会日から6か月以内です。また、当該個人情報等のうち、本人を特定するための情報については契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいず われか登録されている明期、契約句に関する情報、返済状況に関する情報、取引事実に関する情報 の登録期間は契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については 当該事実の発生日から1年以内)です。 4. (個人情報等の他会員への提供) 加盟先機関は、当該申込情報並びに当該個人情報等を、加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供

します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該情報を、返済または支払能力を調査する目的

誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことがで